

各国アカデミーのデータリスト(2015年更新版)

①基礎情報

アカデミーの名称		創立年・根拠		会員数		使命		組織形態 政府との関係		年間予算			
邦文名称	英文名称	設立年	根拠	会員	外国人会員 (外数)	名誉 委員	その他	法的地位	政府機関への関係	総額	公的資金	民間資金	その他
日本学術会議	Science Council of Japan (SCJ)	1949	日本学術会議法	210	0	0	約2,000 (連携委員)	政府機関	特別の機関	約10億5千万円 (平成26年度予算額)	全額国庫負担	0	0
全米科学アカデミー	National Academy of Sciences (NAS)	1863	議令 現在:非政府・非営利 の民間団体	約2,200	約400	57		非営利組織	独立	(1997年時点)で年間のプログラム運営経費が2億ドル、このうち80%が連邦政府との契約で賅われているとの情報あり。一部州政府からの資金提供もある。		民間組織からの資金供与や全米アカデミーからの寄付も受けるが、調査・研究にあたっては外部スポンサーからの影響を受けないような工夫を行っている。	
英国立立協会	The Royal Society, UK	1660	国王の勅許	1430	165	6	6 (Royal Fellows) 3 (定款12条フエロロー前に選ばれている特別フェロー)	自治機関として登録されている 慈善団体。	独立	(2013年4月～2014年3月) 収入:7060万ポンド 支出:7010万ポンド 2014年3月末残高:資産残高:2億5373万ポンド	FY2013-2014の収入の内訳は次のとおり。 ・4710万ポンド(議会からの助成金・全体の67%)、630万ポンド(助成金、9%)、570万ポンド(出版物収入、7%)、460万ポンド(投資収益、6%)、280万ポンド(寄付金、5%)、380万ポンド(その他40万ポンド) ・5260万ポンド(議会の協力の促進)、740万ポンド(国際協力の促進)、370万ポンド(教育・人々への関与)、180万ポンド(政策への科学的助言)、90万ポンド(科学の促進)、20万ポンド(科学の卓越性の認識)、その他350万ポンド	独立性を確保するため、様々な財源がある模様 財務詳細は、財務担当委員が毎年報告書で公表されている	
フランス科学アカデミー	French Academy of Sciences (FAS)	1666	ルイ14世によって設立。	267 (2013年5月時点)	129 (2013年5月時点)	94 (連絡委員) (2013年5月時点)		独立機関	独立	4.640万フラン(6億9,500万円 1フラン=15円) 60%は政府より、残り40%は審判その他から データ取得:2000年			
ドイツ科学アカデミー レオポルディーナ	German National Academy of Sciences Leopoldina	1652	2008年、ドイツ政府より国家アカデミーとして認定された。	約1500(2014年10月10日現在 ※外国人委員を含む)	315(約200名がスイス・オーストリア籍の出身)			非営利組織	独立	約99,000,000ユーロ(公的資金)		アカデミーの集下にあるFoundation等からの寄付金もある。	
リンチエイ国立アカデミー (イタリヤ)	National Academy of Lincei	1603	1944年9月28日の法令(n.359) Decreto legislativo luogotenenziale 28 settembre 1944, n. 359	199	172	1 (連絡委員)	173 (連絡委員)	公的、独立機関	非政府組織 下にあり。	700万ドル(約7億8,000万円1ドル=112円) 50%は政府からの助成金、残り50%は基金及び寄付 データ取得:2000年			

アカデミーの名称		創立年・根拠		会員数			使命		組織形態 政府との関係		年間予算			
邦文名称	英文名称	設立年	根拠	会員	外国人会員 (外数)	名誉 会員	その他	社会における 役割・責務	法的地位	政府機関への所属	総額	公的資金	民間資金	その他
カナダ ロイヤル・サエティ	RSC, The Academies of Arts, Humanities and Sciences of Canada	1882	カナダ総督、英王の勅許(1883年)現在3つのアカデミー(1.芸術、人文科学アカデミー、2.社会科学アカデミー、3.社会科学アカデミー)の連合体の形をとっている	2082 (いずれも約500名)	41	5	30(特別選出フェロー)・82(フェロー・メンバ)若手・任期7年)等も存在	カナダ及びカナダ国民にとって重要な課題に対して、オープンな議論・討論を行い、知見を運搬させ、分野横断的な理解の統合を促進する。 「戦略的計画」を5年毎に策定(現在は、2012-2017を対象に「刷新と成長のための戦略」と題した計画を公表)	非営利組織	独立 (2013年4月～2014年9月)収入:211万カナダドル 支出:191万カナダドル				主な収入内訳 フェロー及び機関会員からの年会費(預役1人290ドル・退官後1人145ドル)収入:77万カナダドル イベント・プログラムからの収入:48万カナダドル等 * 政府機関からの交付金は9万ドル未満とのこと
ロシア科学アカデミー ※一節の記載については、2013年6月28日に提出されたロシア科学アカデミー「解体」法案以前の体制についての記述の可能性がある。	Russian Academy of Sciences(RAS)	1724	ピョートル大帝が発出した元老院布告	正会員(終身・給与付き)約500名 (いづれも2008年時点の情報)	約250名		・科学・技術の維持・発展のため、ロシア国内の産業科学系研究所・製造業、高等教育関係の組織、大学、国内の別のアカデミー等との連携を図っている。 準会員(終身・給与付き)約800名		現在流動的で帰趨を判断し難い状況 参考>2013年6月28日プーチン政権は突如ロシア科学アカデミー「解体」法案を提出、組織体制の大膽な見直しを開始。ロシア政府から所屬研究所を新設政府機関に要重、農学及び医学専門のアカデミーとの合併等が行われるとの報道(混乱が続いている模様)	480億ルーブル (1,216億円)	308億ルーブル (780億円)	非政府資金 (390億円) 費収入等 (40億円)	非政府ルーブル 155億ルーブル 17億ルーブル	
韓国科学技術アカデミー	The Korean Academy of Science and Technology (KAST)	1994	NPOだが、2005年の基礎科学研究振興法で法定組織に	484 (政策研究19、自然科学149、工学・技術147、農林漁業70、医学99)	73	8	376(終身フェロー)63(準会員)	アカデミー構成員たる科学者と技術者の内外での専門性の発揮を通じ、科学と技術を振興・発展することで韓国経済に独立する。 ・科学技術政策への提言、海外のアカデミーとの交流、学際的・革新的研究などの活動を実施	非営利組織	独立				
中国科学院	Chinese Academy of Sciences (CAS)	1949	国家直属の科学研究機関	2012年末現在、科学院は104の研究機関(3つの植物園を含む)、2つの大学、2つの技術支援機関、1つの新聞、出版部門、本部1(北京)、12の地域支部(新疆、蘭州、昆明、西安、成都、武漢、広州、南京、東莞、上海、北京、瀋陽)の合計124の事業機関から構成されている。この他に、院所属の法人25、院が保有する特殊企業22社が存在する。 科学院の哲学社会科学部を基礎に社会科学系の政府系研究機関としての1977年中国社会科学学院が別組織として設立				中国における自然科学の最高学府、科学技術の最高諮問機関、自然科学とハイテク総合研究の中心として設立 その使命は、科学と共に歩み祖国と共に進むこと、国を強く豊かにし人々を幸せにすること、人材を輩出し無数の成果を生み出すこと、中国の科学技術を進歩させ経済社会の発展と国家の安全を生み出すことである。	政府機関	収入総額:468億5105万元 (2013年決算) 支出総額:439億460万元 (2013年決算)	収入(2013年決算額)中、主な収入源は、中央政府からの財政支援:249億9435万元(54.9%)、傘下の機関による事業収入:176億3816万元(38.5%)の2つである。	0		
中国科学技術協会	China Association for Science and Technology (CAST)	1958	中国内の学術協会・技術者連盟のネットワーク組織	学協会ネットワーク組織である?の前身機関(全中国自然科学学会連合会と中華全国科学技術普及協会)の統合により設立。至道(1980)の学会を所管し、至道(1981)の全国レベル自然科学系学会から構成される(うち理科学系42、工学系68、農学系15、医学系28、横断的又は科学技術普及系で31)。 全国本部の事務所には、9部門で178人が働くほか、地方支部(県・地方都市一省レベルの名レベルを含め)合計で3141か所存在している。				経済社会の発展を支援し、中国国民の科学普及を高め、科学者・技術者に対するサービスを提供することを目的とし、以下のよう業務を行う。 1. 学術交流の促進、2. 企業とのイノベーション能力向上に貢献する科学技術者の動員、3. 青少年への科学技術教育の展開、4. 科学技術者の提案・意見・訴えの集約、5. 科学研究の信頼性の確保・科学者倫理の醸成、6. 科学技術政策や法規制定に科学技術者を参画させる等	共産党に批准された非政府組織 (NGO)	国家予算(と思われる)	定款上は、財政制当金・補助、寄付・会費、事業収入、その他収入を受け取れることになっている。			

②機能

※各国アカデミーへのアンケート調査、公開情報に基づき、日本学術会議事務局において作成。

機能					
アカデミーの名称	提言・助言	調査・研究	奨学金・助成金	栄誉・顕彰	
日本学術会議	○ 科学者の代表機関として、政策決定者に対して、科学者としての専門的かつ信頼性のある政策提言を行う機能を持つ。	△ (アンケート調査等)	×	×	
全米科学アカデミー	○ 科学技術に関わる事項について、国家に列して提言する。中央政府のいかなる部門からの諮問も受け、提言(報告書提出)を行う。立法府(米国議会)からも諮問を受けられることがある。	○ (政策研究)	○	○	○ 各種の賞、メダル制度を有している(合計で222の賞・12のメダル)。
英国王立協会	○ 英国、欧州、国際的な政策決定者に対して、公式または非公式に、独立性・適時性・信頼性のある科学的助言を行う科学政策センター(Science Policy Centre: SPC)を備えている。	×	○ (科学者支援)	○	○ 各種の賞、メダル、受賞者講演制度を有している(合計で4つの特別賞・100のメダル・11の受賞講演・6の賞を実施。これ以外に12の制度が過去に存在)。
フランス科学アカデミー	○ 専門家、諮問機関として、公的機関の要請に基づき、助言と勧告を行う。	△	△	○	○ 毎年、約80の賞を授与している。
ドイツ科学アカデミー レオポルドディーナ	○ 国家レベル・国際レベルで、声明・提言・イベントを通じて、独立して政策的助言を行う。	○	○	○	○ 5つの賞、7つのメダル、名誉会員・名誉賛助者ステータスを設置。

機 能						
アカデミーの名称	提言・助言	調査・研究	奨学金・助成金	栄誉・顕彰	栄誉・顕彰	
リンチェイ国立アカデミー (イタリヤ)	○ 科学や科学政策について、政府の諮問を 受けて行う場合と、自発的に行う場合の両 者がある。 科学的事柄に関して、大統領の組織アド バイザーの役割を担っている。	○ 通常、応用研究に直接的に関与してはいないが、科 学イニシアティブの促進と支援を行う。	○ 幾つかの研究用グラントがある。	○ 科学及び文化の分野での賞を授与している。		
カナダ ロイヤルソサエティー	○ 後述のエキスパートパネルや各種イベント によって、社会や政府に対して科学的知 見に基づいた提言・助言を行っている。	○ 後述エキスパートパネルの一部たる二次的調査を指 す。エキスパートパネルの成果は、個別のレポートを 発行する形で公表	○ 栄誉・顕彰の一部として授与 カレッジ制度、若手研究者に対して、分野横断 型の経験や社会への理解を深めるタイプの機 会を提供	○ 各種の賞、メダル制度を有しておりRSC内の表 彰委員会で審査をしている(合計で5つの賞・13 のメダル)。		
ロシア科学アカデミー ※一部の記載について は、2013年6月28日に 提出されたロシア科学 アカデミー「解体」法案 以前の体制についての 記述の可能性がある。	○ ・ロシア科学アカデミーは国家や政府当局 とは恒久的な関係を持つ。法律制定の際 の推挙等にも関与し、ロシア大統領がチエ アを務めるCouncil for Science, Technology and Educationに、バイスチエ アとして恒久的に参加することになってい る。 ・ロシア連邦安全保障理事会 (Security Council of the Russian Federation) 用に 専門的書類を準備する役割を務めること も多い。	○ ・410の研究所がRASに統合され、各種研究を実施し ている。(雇用者数総計 99500名; 内訳 800名がアカ デミヤン、1000名以上のポストドク、24400名程の大 学院生、14500名程の博士号なしの科学スタッフ)。 出版部門も併設。	○ ・2002年、RAS Presidium(幹事会相当)が若手 科学者支援プログラムを開始(支援金:当初年 間6000万ルーブル、2007年に約9500万ルーブ ルまで増額(RAS所属の195の研究所における 若手研究者に配分)。	○ 年間12のメダルを授与(賞金付き)		
韓国科学技術アカデ ミー	○ 法律上、基礎科学研究振興の基盤醸成に 必要な政策諮問、優秀な人材の理工系進 学促進のための政策諮問、科学技術大衆 化のための政策諮問を行うとされ、円卓討 論会等を開催し、報告書を発表	○ 法律上、基礎科学研究振興の基盤醸成に必要 な調査・研究を行うとされ、各種フォーラムの開催ととも に、調査研究報告書を発表	○ x	○ 科学技術者の各種顕彰を行う(自然科学分野及 び工学分野の若手研究者向け、KAST賞他3つ) とともに、東川科学館で「科学技術者栄誉の殿 堂」を2004年1月から運営		
中国科学院	○ 104の直属研究機関を有している	○ 104の直属研究機関を有している	△ 大学を傘下に有しており、そこでの勲学 に対す る奨学金制度はあるものと思われる。	○ 科学院院士という終身栄誉最高学術称号を授 ける権利を有する(中国人728名、外国人70名)		
中国科学技術協会			△ メンバー組織の構成員に対して、生涯教育、習 得技術高度化研修、特殊技能認定証等の各種 研修制度を有している 中国科学技術協会青少年科学技術センターを 直接運営する他、博物館建設推進など子ども向 けの科学技術普及活動も行っている	○ 個人向け(若手科学者賞、女性科学者賞等)、 団体向け(科学技術先進グループ賞等)の各種 賞の授与や科学技術普及優秀活動グループリ スト発表の権利を有している		

③政府からの政策提言、政府からの諮問

※各国アカデミーへのアンケート調査、公開情報に基づき、日本学術会議事務局において作成。

アカデミーの名称		政府への政策提言について			政府からの諮問について		
邦文名称	個別の体制 (グループ、パネル、セクション、専門家リストなど)	委員数	職業・専門	求められた情報を収集する個別の体制 (グループ、パネル、セクション、専門家リストなど)	委員数	職業・専門	
全米科学アカデミー	<p><有> NRCを政策提言調査研究の場と捉えた場合> NRCは5部門・1プロジェクトを有し、個別の研究チーム毎にNAS・NAE・IOMの専門家のグループからなる委員会を編成、調査研究を実施。延べ6,000名の学者が調査研究に従事し、年間200〜300件程度の研究報告書を出している。</p>	個別の委員会毎に数は異なるが、5〜30名程度	NAS・NAE・IOMの各アカデミーから分野に適した専門家	<p><有> 左記のNRCに設置した委員会を実施。NRCの委員会には、バックグラウンドリサーチ（議会や関係者へのヒアリング等）、データ分析等を行っているスタッフが存在するものもある模様</p>	委員会によって人数は異なる	各分野・トピックスに応じた専門家	
英国王立協会	<p><有> 科学政策センター（SPC）。 王立協会委員の科学的専門知識に加え、会員及び外部専門家が構成される科学政策諮問グループ（SPAG）が全ての個別プロジェクトに関わる。王立協会会員に加え、科学・産業・政策コミュニティ内における、王立協会の幅広い人脈を利用し、必要に応じて、特定のトピックに関する専門家グループが招集</p>	SPC…30名 SPAG…15名	SPCメンバーは、科学、国際・教育政策に関する特定の専門知識を有する。 SPAGメンバーは、自然科学、社会科学、人文科学、科学出版・産業を含む様々な専門分野から任命。	<p><有> SPC 詳細は不明なるも王立協会には140名の常勤スタッフが存在しており、バックグラウンドリサーチなどをを行っている可能性がある</p>	30名		
フランス科学アカデミー							
ドイツ科学アカデミー レオポルディーナ	<p><有> ①6つの幅広い分野別（健康、生命科学など）の常任科学委員会 会：（産業界・一般社会からの著名人のみでなく、優れた科学者を含む）部門・分野・ワーキンググループで定期的にコンタクトを取り、政策提言トピックを提案 ②時限的ワーキンググループ：（トピックにもよるが、他のアカデミー、科学機関、国際的なパートナーと連携し）声明・提言を実施</p>	トピックによって人数は異なる	各分野及びトピックに対応する会員及び外部の専門家	<p><有> ①6つの幅広い分野別（健康、生命科学など）の常任科学委員会 ②時限的ワーキンググループ</p>	トピックによって人数は異なる	各分野及びトピックに対応する会員及び外部の専門家	

専門家・諮問機関として、公的機関の要請に基づき、助言と勧告を行う。

<p>リンチエイ国立アカデミー (イタリア)</p>	<p><有> 特定テーマ(エネルギー、環境、大学及び教育施設、研究など)に係る常任委員会では、政府の求めに応じ、また自発的に、科学や科学政策について政府に助言を行う。</p>	<p>各委員会ごとに約10名</p>	<p>委員会の委員は、通常アカデミー委員。一部、政府高官の場合もある。</p>	<p>無</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>カナダ ロイヤルンソサエティー</p>	<p><有> 組織としては1995年からエキスパートパネル(EP)制度を創設。RSCフェローでない内外の専門家も含む研究者グループにより、カナダ社会に影響のありそうな課題について科学的検討を行い、報告書を作成。政府がパネル・スポンサーになる場合、政策提言の形になることもある。過去3年間で、年間1~2本程度のレポートが公表されている。</p>	<p>テーマによって、委員数は異なるが10名前後が多い</p>	<p>各分野及びトピックに対応する専門家。この他、EPを支えるためのEP委員会(5名)、EPに関する科学提言委員会(15名)、EP書記(EP委員会、EPに関する科学提言委員会の両委員会の委員長兼務)が内数で1名</p>	<p><有> 左記のEP制度に加え、2002年CAE(カナダ工学アカデミー)、GAHS(カナダ健康科学アカデミー)と共同で、CAS(現在はCCA: Council of Canadian Academies)という名称のNPOを設立。社会に関心が高い公共政策分野につき、年間最大5件まで、政府(政府からの要望は工業省(DOI)がとりまとめ提出)からの諮問を評価・検討・報告するパネル活動をを行っている。</p>	<p>以下、CASについて 現在評価進行中のプロジェクト情報(7件)では、1パネルあたり8~14名の委員が所属(平均約12名)</p>	<p>各分野・トピック スにに応じた独立した専門家</p>

④緊急時の対応

※各国アカデミーへのアンケート調査、公開情報に基づき、日本学術会議事務局において作成。

アカデミーの名称	緊急時に、政府や関係する国際組織に対し、専門家が科学的な助言を行った経験があるか		緊急時に、政府や国民に対し、科学的な助言を行うことを規定した文書があるか	
	有無	「有」の場合 経験の概要	有無	文書名 対象となる緊急事態の種類 科学的助言を行う専門家リストの有無
邦文名称 全米科学アカデミー	無	緊急時対応組織ではないが、DR(The Disaster Roundtable)というユニットを擁し、ワシントンDCにて科学者、実務家、政策立案者間の定期会合を年3回開催する等の努力を実施。 * 米大統領領府に国家安全保障会議(NSC)及び安全保障問題担当大統領補佐官が存在、政府組織として国家安全安全保障局(NSA)が存在	無	—
英国王立協会	無	* 英国政府には、王立協会の会員を含む緊急時科学諮問グループ(SAGE)のような、緊急事態に対処する組織が置かれている。王立協会は、要請に応じて、科学コミュニティーから適切な専門家を特定し、政府を支援している。 従来、王立協会は、緊急時の対応をフォローアップする中で、科学的根拠の見直しを行っていた。	無	—
ドイツ科学アカデミー レオポルディーナ	無	緊急災害に対応する体制はないが、緊急時には、緊急声明や緊急提言を发出している。 ※緊急時でも政策立案者や社会への助言に関する一般的なレオポルディーナのガイドラインに対応。しかし各段階が迅速に実行。(この場合)専門家グループが5～10名程度の少人数で、電話会議でやり取りを実施。 (例:「エボラ出血熱に関する臨時声明2014」(2014年10月15日)、「福島第一原子力発電所事故を受けたエネルギーおよび研究開発政策に関する提言」(2011年6月7日))	無	—

日本学会議の在り方について

平成15年2月26日

総合科学技術会議

目次

I はじめに	1 頁
1. 経緯	1 頁
2. 本意見の骨子	1 頁
3. 提言の具体化にむけて	2 頁
II 科学者コミュニティの果たすべき役割	2 頁
III 日本学術会議の在り方についての基本的考え方	3 頁
1. 役割と機能について	4 頁
2. 組織について	4 頁
3. 運営について	5 頁
4. 設置形態について	5 頁
IV 当面の改革案	5 頁
1. 具体的機能	5 頁
(1) 基本的機能について	5 頁
①政策提言機能	6 頁
②科学に関する連絡・調整機能	6 頁
③社会とのコミュニケーション機能	7 頁
(2) その他の機能について	7 頁
(3) 総合科学技術会議との関係	8 頁
2. 組織、機構、運営等	8 頁
①会員の選出方法	8 頁
②会員の任期	9 頁
③部門	9 頁
④運営体制	10 頁
⑤連携体制	10 頁
⑥会員の種類と数	11 頁
⑦事務体制について	11 頁

⑧財務運営	12頁
⑨評価体制	12頁
V 設置形態の在り方	12頁
VI改革の推進	14頁
日本学術会議の在り方に関する専門調査会名簿	16頁
総合科学技術会議	
「日本学術会議の在り方に関する専門調査会」開催状況	17頁

日本学術会議の在り方について

I はじめに

1. 経緯

日本学術会議の在り方については、中央省庁等改革の一環として行政改革会議において検討が行なわれたが、平成9年12月の最終報告において「日本学術会議は、当面総務省に存置することとするが、今後その在り方について総合科学技術会議で検討する」とされ、中央省庁等改革基本法第17条第9号にその旨が規定された。

この法律に基づき、総合科学技術会議では「日本学術会議の在り方に関する専門調査会」を設け、平成13年5月から13回にわたり検討を重ねてきた。この間、日本学術会議、学協会、産業界、マスコミの関係者からヒアリングを行うとともに、海外のアカデミーに関する委託調査等も踏まえ、調査・検討を行ない、平成14年11月に日本学術会議の果たすべき役割・機能や組織・機構等の改革を中心に「中間まとめ」をとりまとめた。これについて広く国民の意見を募集し、提出された意見も参考に、さらに設置形態等についての検討を進め、ここに意見具申するものである。

2. 本意見の骨子

- 今日、日本学術会議は我が国の科学者コミュニティを代表する組織として、社会とのコミュニケーションを図りつつ、科学者の知見を集約し、長期的、総合的、国際的観点から行政や社会への提言を行うことが求められている。

- このような役割を充分果たすためには、まず、会員制度、部門等の構成、運営体制等の改革を早急に行うことにより、科学者コミュニティの総体を代表して俯瞰的な観点に立ち、科学の進展や社会的要請に対応して柔軟かつ機動的に活動しうる体制に変革しなければならない。
- 日本学術会議においては、この制度改革も活用して、主体的な改革を進め、科学技術活動の評価などの面で総合科学技術会議と連携し、科学技術政策に寄与するなど、期待される役割にこたえる活動を充実させるものとする。
- 設置形態については、欧米主要国のアカデミーの在り方は理想的方向と考えられ、日本学術会議についても、今後10年以内に改革の進捗状況を評価し、より適切な設置形態の在り方を検討していく。

3. 提言の具体化に向けて

関係府省においては協力して体制を整え、速やかにこのまとめにおける提言の具体化に向けて検討を進めるよう求めるものである。

II. 科学者コミュニティの果たすべき役割

- 今日、科学技術の目覚ましい進歩により先進諸国は豊かな生活と長寿を獲得したが、それに伴って生じた様々な課題に対処するためにも、科学技術の更なる発展を図っていくことが求められている。他方、科学技術の負の側面も指摘されており、対応をあやまれば人間社会と地球環境を脅かすと懸念される。
- 21世紀の人類社会が引き続き持続的発展を維持し、また地球規模で直面する諸課題を克服していくためには、新たな知識の創出と

それを有効に活用する英知が必要である。21世紀は知識を基盤とした社会となり、科学が社会の課題解決に貢献し、社会を先導していくこととなる。

- ことに今後、科学技術が生活に深く浸透し、人間と社会に対する影響力をますます強めていくことが予想される中で、自然科学のみならず、人文・社会科学を含めた科学技術者のコミュニティ（以下、科学者コミュニティという）がその力を結集して、科学技術の進展を方向づけるとともに、人類社会の課題に先見性をもって対処するための提言を行う役割は一層重要となる。
- このため、科学者コミュニティは、その代表であるアカデミーの場を通じて、社会とのコミュニケーションを図りつつ、幅広く科学者の知識・意見を集約し、また、他国の科学者コミュニティと連携・協力し、長期的視点、人文・社会科学を含めた総合的な視点、及び国際的な視点から行政、社会に広く情報提供や提言をすることにより、科学的観点から時代を先導する役割を一層発揮していくことが必要となる。
- なお、西欧各国のアカデミーも科学者コミュニティの力を結集し、科学の水準の向上の追求、社会と科学界のコミュニケーション等の役割を果たしており、また今日、各国のアカデミーとも互いに連携・協力しつつ、人類社会の新たな課題に対処しようとしている。

Ⅲ. 日本学術会議の在り方についての基本的な考え方

これまで、我が国においては、科学者コミュニティの代表としての一定の役割を日本学術会議が担ってきた。

今後、現代社会において科学者コミュニティに期待される上述の役割に対応し、新しい日本学術会議の在り方については以下のように

な基本的な考え方に基づいて定めるべきである。

1. 役割と機能について

日本学術会議は以下のような基本的な役割を果たしていくべきであり、これに基づいて具体的な機能を整理すべきである。

- ①政府に対する情報提供・提言を通じた科学技術政策への寄与及び一般行政への科学の視点の反映。
- ②あらゆる分野の科学者の交流・情報交換と各国の科学者との連携・交流を通じた科学の水準の向上追求。
- ③社会への科学に関する情報発信と、社会の側にある意見や要望を科学の側に的確に伝えるという、双方向コミュニケーションの実現。

2. 組織について

- 日本学術会議は、新しい学術研究の動向に柔軟に対応し、また、科学の観点から今日の社会的課題の解決に向けて提言したり社会とのコミュニケーション活動を行うことが期待されていることに応えるため、総合的、俯瞰的な観点から活動することが求められている。

- したがって、日本学術会議は科学者コミュニティの総体を代表し、個別学協会の利害から自立した科学者の組織とならねばならず、在来の学問体系や諸学問分野の勢力図から離れて組織が構成され、メンバーも選出されるべきである。この観点から、現在の7部制や学協会の推薦による会員選出方式は見直す必要がある。あわせて、同一性、自立性を保った会員組織が中長期的観点に立った継続的立場で活動する体制とするため、3年毎に会員全員を改選する「期」制も改めるべきである。

- 日本学術会議が、科学的水準の高い提言等の活動を行い、その権威を高め、社会に貢献していくためには、優れた研究者が科学的業績に基づいて会員に選出されることが重要であり、欧米諸国のアカデミーのco-optation方式（現会員による欠員補充）による選出を基本とすることが適切である。また、「連携会員」の導入等により、活動体制の充実も図る必要がある。

3. 運営について

- 日本学術会議が求められる社会的役割を果たすためには、緊急の課題にも適切に対応しうる機動的な運営も必要であり、理事会等の執行機関を設けるなど運営体制を改める必要がある。

4. 設置形態について

- 日本学術会議が求められる役割をより適切に果たし得る設置形態についても、活動の中立性・独立性、運営の柔軟性、活動への信頼性、財政的安定性と柔軟性等を考慮し、諸外国の事例も参照しつつ検討されるべきである。

IV. 当面の改革案

上述の基本的な考え方に基づき、当面以下に述べる改革を早急に実施する必要がある。

1. 具体的機能

日本学術会議が担うべき具体的機能については、次のように整理すべきである。

(1) 基本的機能について

日本学術会議には、以下のような基本的機能が必要である。

①政策提言機能

○科学技術政策を中心に広く政府に対し、長期的観点、人文・社会科学を含む総合的な観点、および国際的な観点から、科学者の視点に立って、提言（自発的意見表明としての「提言」（狭義）、諮問を受けての答申、及び調査研究報告等）を行う機能。

- ・ 個別提言に当たり、関連する科学者の意見を広く聴取し、提言の科学的水準や中立性により、その権威を高め、政府や社会に尊重されるようにすることが必要である。
- ・ この機能を有効なものとするためには、提言に当たって、緊急的課題や、従来の学問領域を越えた新たな課題に機動的に対応し、時宜を得た提言がなされる必要がある。
- ・ 日本学術会議は提言等を公表し、その実施状況を把握する。実施状況把握の一環として、政府も提言への対応について日本学術会議に定期的に説明し、これを公表することとする。

②科学に関する連絡・調整機能

ア. 我が国科学者コミュニティの中核として、人文・社会科学、自然科学を問わず、第一線の研究者を中心に情報を交換し、意見を集約していく機能。

- ・ この機能を十分発揮するためには、機動的に、かつ分野を越えて研究者が情報を交換できる体制の整備が必要である。

イ. 各国の科学者との連携・交流強化のための科学に関する国際交流機能。

- ・ 国際交流活動のうち、日本学術会議の特性を活かし、分野横断的な国際会議への対応や国際機関との交流を充実して

いくべきである。

(専門分野ごとの国際会議については、派遣への支援を行う他は、出来る限り各学会に委ねるべきである。)

③社会とのコミュニケーション機能

○高度化・複雑化する科学技術活動について、国民にわかりやすい形で発信するとともに、科学的知識や考え方の普及を通じて国民的合意の形成をはかり、あわせて、社会から科学技術に対する意見や要望を的確に汲み取り科学技術活動に反映していく機能。

- ・科学技術と社会の関係に係る現在の課題を的確にとらえて、コミュニケーション活動の課題として取り上げていくことが必要である。
- ・コミュニケーション機能を十分に果たすためには、日本学術会議での議論の過程を公開することが必要である。
- ・社会と日本学術会議とのコミュニケーションの機会を広く設けるべきである。このため各界の関係者と定期的に懇談する場を設けるのも一つの方法である。

(2) その他の機能について

○政策提言機能を十分に、かつ機動的に発揮するため、充実した調査・研究機能が必要である。

○他国のアカデミーがもつ荣誉授与機能は、現行の日本学術会議は担当していないが、我が国では他に担当することがふさわしい機関が存在しており、現役科学者中心の集まりである日本学術会議が担当することは今後も適当でない。

○研究助成機能については、現行の日本学術会議は担当していないが、第一線の現役研究者中心の集まりである日本学術会議が、機関として研究助成機能を担当することは今後も適当でない。これ

に関連して、現行の日本学術会議が行っている科学研究費補助金審査員の推薦については、見直す必要がある。

(3) 総合科学技術会議との関係

- 総合科学技術会議は、閣僚と有識者議員が一同に会して科学技術に関する政策形成を直接行う役割を担う。日本学術会議は、ボトムアップ的に科学者の意見を広く集約し、科学者の視点から中立的に政策提言を行う役割を担う。こうした役割分担に沿って、両者は、「車の両輪」として我が国の科学技術の推進に寄与するものと位置付ける。
- 両者の関係をより明確に整理する観点から、総合科学技術会議の所掌事務と重複し、また利害関係が生じ得るような各年度の交付金、補助金等の予算及び配分、予算編成の方針等に係る具体的な事柄については提言事項に含めないこととする。

2. 組織、機構、運営等

以下の事項の中には、内部決定事項とすべきものもあるが、求められる機能を十分に発揮する上で望ましい基本的な方向を提言する。

① 会員の選出方法

- 日本学術会議がその機能を十分に発揮するためには、科学の第一線の状況をよく知る研究者を中心に、科学に関する業績を有し、かつ、科学者コミュニティの代表としての日本学術会議の使命と役割を十分理解している者を会員とすべきである。
- 欧米主要国のアカデミーにおいても、会員の資格は優れた科学的業績を有すること等を中心としており、このため現会員による推

薦・投票等により会員を選出している。

- 日本学術会議においても、現会員による選出（いわゆる co-optation）を基本としつつ、新分野からの選出や多様な会員構成を可能とするための方策を組み合わせるなど、適切な選出方法を検討することも考えられる。会員による選出にあたっては、候補者に関する情報を学協会からの提供を含め幅広く収集する工夫、選考基準の明確化などに留意する必要がある。また、科学に関する知識・意見の集約を幅広く行うため、産業人や若手研究者、女性研究者、地方在住者など多様な会員が業績、能力に応じて適切に選出されるようにすべきである。

②会員任期

- 上記のような会員選出方法を採用する場合には、全会員が一斉に交代する現行の「期制」は必ずしも適当ではない。しかし、長期在籍会員や高齢会員が増加して、会員構成が硬直化し、活動が害われることのないよう、例えば定年制や会員ごとの任期制の導入などの措置を考慮すべきである。

③部門

- 現在の 7 部制は、設立当時の科学諸領域を反映したものであり、一定の役割を果たしてきたと思われる。しかし、これに固執することは、科学の進歩発展により台頭してきた新分野、融合分野を取り込むための柔軟性を欠くことになり、何らかの対応が必要である。
- 上記の観点から、科学の新分野の成立や分野の融合に柔軟かつ的確に対応できるよう、例えば文科系、理科系の 2 部門制あるいは文科系、理工系、生命科学系の 3 部門制など大きくくりにするとともに、個々の部門や部門内の領域の定員を固定することなく、科

学の発展や変化に合わせ柔軟に変更できる仕組とすべきである。

④運営体制

- 会員の選出、会長・副会長等の選出、活動の基本的方針の策定、部門等の改廃など、日本学術会議の組織や運営に関する重要事項を審議し決定する場合は、全会員からなる総会とすべきである。また、総会には長期的、総合的視点から会員の知識や意見を集約することも期待される。
- これとともに、緊急的課題等にも機動的に対処できるよう、迅速な意思決定が可能な運営体制を確立することも必要である。このため、例えば理事会等の執行機関を設けるか、一定の事項につき総会決定により意思決定を委任する等の方策を講じ、従来の「総会主義」に陥らないようにすることが必要である。
- 執行部の役員については、計画的な業務運営等の観点から一定の任期を定めるべきである。

⑤連携体制

- 今後の日本学術会議には、科学の進展に柔軟に対応しつつ科学者コミュニティや科学者間の連絡・調整を行うこと、多様な課題に関して適確に水準の高い提言を行っていくこと、その基礎として調査研究機能を充実させること、及び社会とのコミュニケーション活動を充実することが求められている。これらの要請に適切に対応していくためには、活動内容や課題などに応じて広く会員以外の科学者と連携して活動できるような体制を構築すべきである。
- このため、科学の新しい課題や社会的使命に関する連携や学協会や国際的学術団体との連絡調整等に対応して、内外の「連携会員」（後述）や会員以外の科学者を含め、適切なチーム体制を編成し

て機動的に対応するなどして、連携体制の充実を図るべきである。

⑥会員の種類と数

- 会員については、上記の方法によって選ばれた（狭義の）「会員」とともに、緊急課題や新たな課題に柔軟かつ迅速に対処したり、学協会との連絡調整などの活動に従事し、「会員」とともに日本学術会議の機能を担うものとして、「連携会員」（仮称）を設ける。「連携会員」は学会や「会員」からの推薦等を踏まえ、日本学術会議が課題や活動に応じて適任者を必要な数選び、任期を定め任命する。「会員」を退任した者を「連携会員」とすることも可能とする。
- 一定数以上の外国人研究者を「連携会員」とするものとする。
- 「会員」の数は、総会が合議体として機能し得る規模を考慮すると、ほぼ200～300人程度を基本とすることが適当であろう。
- なお、⑤に述べたとおり「会員」、「連携会員」等の枠にとらわれることなく、課題や活動に応じて最適なチーム体制をとるなど、柔軟かつ機動的に対応できる連携協力体制をとるべきである。

⑦事務局体制について

- 日本学術会議の機能を十分に発揮するためには、会員等の活動を支援する事務局の専門的な調査研究機能等の補佐機能の充実が必須である。
- このため、任期付任用や外部委託等により、産学の優れた人材を積極的に活用し専門的人材の充実を図る。その場合、若手研究者等がキャリアパスの一環として積極的に参加できる仕組の構築が望ましい。
- あわせて、人事運用の工夫により専門的職員の養成を検討すべきである。

⑧財務運営

学協会または科学者が日本学術会議の経費や人員の一部を負担することにより運営を支援する仕組みの導入について検討するべきである。

⑨評価体制

○日本学術会議の活動状況や運営について内外の有識者により外部評価を行う仕組みを導入することが考えられる。

V. 設置形態の在り方

○日本学術会議が上述の機能を十分に発揮できるようにするため、望ましい設置形態について、次のような観点から、考えられる数種の形態について検討を行った。

- ・政府を含め、社会の諸勢力から中立・独立に、科学的知見に基づく提言等を行うためには、いかなる設置形態が適切か。
- ・諸課題に機動的に対応した柔軟な活動や組織運営を行うためには、いかなる設置形態が適切か。
- ・提言等が行政や社会に信頼を持って受け入れられるようにするには、いかなる設置形態が適切か。
- ・いずれの設置形態をとる場合にも、財政基盤は政府の予算措置によって確保することを前提として、寄附・受託調査等、多様な手法により財政の充実を図る途を開く場合、いかなる設置形態が適切か。
- ・欧米諸国のアカデミーの設置形態と我が国の事情を勘案して、どう考えるべきか。

- 日本学術会議が政策提言を政府に対しても制約なく行いうるなど中立性・独立性を確保したり、諸課題に機動的に対応して柔軟に組織や財務上の運営を行っていくためには、理念的には、国の行政組織の一部であるよりも、国から独立した法人格を有する組織であることがよりふさわしいのではないかと考えられる。
- また、科学者コミュニティの意見を集約して政府に対し提言を行うなどの役割を考えると、日本学術会議を全くの民間の組織とすることも適切でなく、その設置については法律等により国家的な根拠を置き、国の予算措置により財政基盤を確保すべきである。
- 欧米主要国のアカデミーも政府から独立した法人格を有する組織であり、法律、勅許等による設置根拠を有し、政府から財政支援を受けているのが通例である。
- これらの点にかんがみれば、日本学術会議の設置形態については、最終的な理想像としては、国家的な設置根拠と財政基盤の保証を受けた独立の法人とすることが望ましい方向であると考えられる。
- 一方で、日本学術会議の設置形態の検討に当たっては、我が国社会や科学者コミュニティの状況等に照らして、直ちに法人とすることが適切かどうか、また、法人化するとすればどのような設置形態の法人とすることが適切であるか、なお慎重に検討する必要がある。なお、この点については、我が国の社会における、学术界からの提言の受け止め方や寄附に関する税制等の状況などに十分留意すべきであるとの指摘があった。

○このため、当面は国の特別の機関の形態を維持するとともに、まず役割・機能、組織・機構等についてIVに提言した改革に必要な法令改正等を早急に行うこととし、日本学術会議において、この制度改革も活用して主体的な改革をさらに進め、科学技術政策への提言等の期待される役割にこたえる活動を積極的に行うよう求めることとしたい。

その上で、このような改革の進捗状況を実証的に評価するとともに、この間の社会的な状況や科学者コミュニティの状況の変化等を見極めつつ、上に述べたようにより適切な設置形態の在り方を検討していくことが適当であると考えられる。このため、今回の改革後10年以内に、新たに日本学術会議の在り方を検討するための体制を整備して上記のような評価、検討を客観的に行い、その結果を踏まえ、在り方の検討を行うこととすべきである。

VI. 改革の推進

○上述のとおり、日本学術会議に求められる役割・機能の整理や、組織・機構等について指摘した改革については、早急に所要の法令改正等を行い実施する必要がある。

法令改正の施行については、必要な準備期間を確保し、円滑に実施されるよう留意する必要がある。特に初回の新会員選出は、以後の日本学術会議の在り方を決定的に左右するものであることから、極めて重要である。例えば有識者からなる推薦委員会を設け、学協会からの提供も含め幅広く情報を収集した上で、IV 2.

①「会員の選出方法」に述べた観点に立って、適切に新会員候補を選出する方法が考えられる。

- 日本学術会議においては、この改正も活用し、会長等を専任化するなど内部体制を整えて改革を進めるべきである。特に科学技術政策に関して、我が国の科学者の意見を集約し、長期的、総合的、国際的な観点から提言を行う機能について、その充実・活性化を図り、科学技術活動の評価などの面で総合科学技術会議と「車の両輪」として連携し、科学技術政策に寄与することが期待される。

- このように総合科学技術会議と連携して、国の科学技術政策全体に関与するという役割に鑑みれば、日本学術会議に関する改革の具体化に向けて、所管を含め関係府省で速やかに検討を進める必要がある。

日本学術会議の在り方に関する専門調査会名簿

会長	井村 裕夫	総合科学技術会議議員	
前会長	石井 紫郎	前総合科学技術会議議員	(平成15年1月まで)
	桑原 洋	同	(平成15年1月まで)
	白川 英樹	同	(平成15年1月まで)
	黒田 玲子	総合科学技術会議議員	
	阿部 博之	同	(平成15年1月から)
	大山 昌伸	同	(平成15年1月から)
	薬師寺泰蔵	同	(平成15年1月から)

(専門委員)

生駒 俊明	一橋大学大学院教授
市川 惇信	東京工業大学名誉教授
猪木 武徳	国際日本文化研究センター教授
江崎 玲於奈	芝浦工業大学学長
岸本 忠三	大阪大学学長
久保 正彰	東京大学名誉教授
塩野 宏	東京大学名誉教授
田村 和子	共同通信社客員論説委員
中根 千枝	東京大学名誉教授
益川 敏英	京都大学基礎物理学研究所所長
松尾 稔	名古屋大学学長
三井 恒夫	元東京電力最高顧問
山路 敬三	日本工学アカデミー副会長 日本テトラパック株式会社取締役会長
山田 康之	前奈良先端科学技術大学院大学学長

総合科学技術会議

「日本学術会議の在り方に関する専門調査会」開催状況

平成13年5月22日 第1回

- ・ 日本学術会議の在り方について、現状の問題点、アカデミーとしてあるべき姿等、全般的議論。

平成13年7月31日 第2回

- ・ 欧米主要国のアカデミーの形態及び科学技術政策の推進体制等検討。
- ・ 日本学術会議のあるべき形態、総合科学技術会議との関係等検討。

平成13年9月19日 第3回

- ・ 日本学術会議会長及び副会長から、日本学術会議の現状及び自己改革の進行状況についてヒアリング。

平成13年12月6日 第4回

- ・ 日本学術会議の現状の問題点及び改革すべき方向等について日本学術会議の登録学術団体のうち7学会代表者よりヒアリング。

平成14年2月13日 第5回

- ・ 日本学術会議の現状及び改革の方向等について有識者（産業界及びマスコミ関係）ヒアリング。
- ・ 今までの専門調査会において検討された論点まとめ。

平成14年3月29日 第6回

- ・ アカデミーとしての基本的役割、機能、設置形態等につき議論。

平成14年4月18日 第7回

- ・ アカデミーとして必要な機能、設置形態等、議論。

平成14年5月22日 第8回

- ・ 日本学術会議会長及び副会長から、日本学術会議運営審議会附置日本学術会議の在り方に関する委員会の中間まとめについてヒアリング
- ・ アカデミーとして必要な機能、設置形態、組織等、議論。

平成14年7月31日 第9回

- ・ 「日本学術会議の在り方について」（素案）につき検討。

平成14年9月20日 第10回

- ・ 「日本学術会議の在り方について」中間まとめ（案）につき検討。

平成14年10月16日 第11回

- ・ 「日本学術会議の在り方について」中間まとめ（案）審議、決定。

平成14年12月19日 第12回

- ・ 「日本学術会議の在り方について(中間まとめ)」に対する意見募集の処理、設置運営形態等について審議。

平成15年2月20日 第13回

- ・ 「日本学術会議の在り方について」最終まとめ(案)につき審議、決定。

平成17年改革における主な改革事項と成果

総合科学技術会議「日本学術会議の在り方について」における主な提言内容

※下線＝改革の趣旨に関する記述

現会員による選出(いわゆるco-optation)を基本としつつ、新分野からの選出や多様な会員構成を可能とするための方策を組み合わせるなど、適切な選出方法を検討することも考えられる。会員による選出にあたっては、候補者に関する情報を学協会からの提供を含め幅広く収集する工夫、選考基準の明確化などに留意する必要がある。また、科学に関する知識・意見の集約を幅広く行うため、産業人や若手研究者、女性研究者、地方在住者など多様な会員が業績、能力に応じて適切に選出されるようにすべきである。

会員の選出方法

【選出方法の変更】

学協会による推薦制
⇒ 現会員、連携会員による選出

【学協会への情報提供依頼】

選考に当たっては、学協会に対しては、人材情報の提供を依頼。

【多様な会員構成とする取組】

選考に当たっては、女性会員の維持・増加、地域バランス確保、産業界・実務家からの選出等について考慮。

【会員の性別、年齢、地域バランスの改善】

- ・女性比率:3.5%⇒21.8%
 - ・54歳以下比率:3.8%⇒12.9%
 - ・関東以外の地区の割合:32.1%⇒38.1%
 - ・産業界出身者:2.1%⇒1.9%
- ※いずれも、改革前の第17期～第19期と改革後の第20期～第23期の比較(各期の当初の数値の平均)。

会員任期

長期在籍会員や高齢会員が増加して、会員構成が硬直化し、活動が害われることのないよう、例えば定年制や会員ごとの任期制の導入などの措置を考慮すべきである。

【任期の変更】

任期3年(3回まで再任可) ⇒ 任期6年(再任不可)

【定年制の導入】

定年なし ⇒ 70歳定年

【半数改選制の導入】

全会員の1/2改選 ⇒ 3年毎の半数改選

【会員の平均年齢の低下】

63.6歳⇒60.1歳
※改革前の第17期～第19期と改革後の第20期～第23期の比較(各期の当初の数値の平均)。

【活動への参画増加】

会員の委員会等への所属数(延べ):711⇒1,687
※改革前の第17期～第19期と改革後の第20期～第22期の比較(各期の平均)。

部門

科学の新分野の成立や分野の融合に柔軟かつ的確に対応できるよう、例えば文科学、理科学の2部門制あるいは文科学、理工系、生命科学系の3部門制など大きくくりにするとともに、個々の部門や部門内の領域の定員を固定することなく、科学の発展や変化に合わせて柔軟に変更できる仕組とすべきである。

【部の大括り化】

7部制(人文社会科学部門:3部、自然科学部門:4部)

↓

3部制(人文・社会科学、生命科学、理学・工学)

【分野横断的課題を審議する委員会等*の活発な活動】

- ・第20期～第23期で合計163委員会等を組織
- ※課題別委員会、幹事会附置委員会とその他の分科会

運営体制

緊急的課題等にも機動的に対処できるよう、迅速な意思決定が可能な運営体制を確立することも必要である。このため、例えば理事会等の執行機関を設けるか、一定の事項につき総会決定により意思決定を委任する等の方策を講じ、従来の「総会主義」に陥らないようにすることが必要である。

【幹事会の設置、総会の権限の委任】

- ・改革前の「運営協議会」を改組して幹事会を設置。
- ・総会の職務・権限の一部を幹事会に委任。

【提言等の数の増加】

274件⇒395件
※改革前の第17期～第19期と改革後の第20期～第22期の比較(累計)。

種類の数

緊急課題や新たな課題に柔軟かつ迅速に対処したり、学協会との連絡調整などに活動に従事し、「会員」とともに日本学術会議の機能を担うものとして、「連携会員」(仮称)を設ける。

【連携会員の創設】

緊急の課題や新たな課題を調査審議するなど、会員と連携して日本学術会議の職務の一部を行う連携会員を新設。

【活動への参画増加】

改革前の研究連絡委員と改革後の連携会員の委員会等への所属数(延べ):2,002⇒3,522
※改革前の第17期～第19期と改革後の第20期～第22期の比較(各期の平均)。

事務局

任期付任用や外部委託等により、産学の優れた人材を積極的に活用し専門的人材の充実を図る。その場合、若手研究者等がキャリアパスの一環として積極的に参加できる仕組の構築が望ましい。

【学術調査員の任用】

専門知識を有する人材を任期を定めて公募し、「学術調査員」として任用。

【学術調査員の任用】

平成17年10月以降、延べ27名を任用。

評価

日本学術会議の活動状況や運営について内外の有識者により外部評価を行う仕組みを導入することが考えられる。

【外部評価制度の導入】

日本学術会議会則において「有識者による外部評価を定期的に実施することとする」旨規定。

【外部評価の実施】

外部の有識者6名に依頼し、原則として毎年外部評価を実施。

